和島コミュニティ協議会(仮)組織　検討事項

資料２

１　運営委員会

　(1) 機能

　　 和島コミュニティ協議会の下記の事項を審議し、決定する。

① 事業計画　　　② 予算決算　　　③ 規約　　　④ その他必要な事項

【検討事項 １】　運営委員会は審議決定を行う⇒各部会の調整、議案の検討をどこで行うか？

案1…運営委員会の他に「企画・調整委員会（仮）」を設け、各部会の調整を行い、議案を作成

運営委員会で議案を審議し、決定する

案2…運営委員会で各部会の調整を行い、議案を作成

　　　　 「総会(仮)」で議案の審議決定を、「企画・調整会議(仮)」で各部会の調整、議案作成を行う

案3…運営委員会で各部会の調整を行い、議案を作成

　　　　 「総会(仮)」で議案の審議決定を、「企画・調整会議(仮)」で各部会の調整、議案作成を行う

　　 「公聴会(仮)」で和島地域住民等から広く意見・提案を募る

　(2) 構成

　　　　委員11名

　　　　①　会長　1名

　　　　②　副会長　2名

　　　　③ 各部会代表　4名（スポーツ・文化・まちづくり・健康福祉より各1名）

　　 ④ 小中学校・こども園　3名（和島小学校PTA・北辰中学校PTA・和島こども園保護者会より各1名）

　　 ⑤ 長岡市消防団和島方面隊　1名

【検討事項 ２】　各団体からの運営委員会委員の選出方法？

　③各部会代表、④小中学校・こども園、⑤長岡市消防団和島方面隊は各団体から選出された人を委員とする（各団体の長であるかは問わない　委員の選出に運営委員会意見を反映しない）

【検討事項 ３】　会長・副会長の選出方法？

会長・副会長を③～⑤の委員（計8名）の中から互選し選出、会長・副会長が選出された団体からは、代替としてさらに別の人を選出する

　(3) 任期及び再任

　　　　① 任期２年　　② 再任は妨げない

(4) 会議

　　　 ① 会長が運営委員会を招集し、運営委員会開催　　　② 会長が運営委員会の議長となる

　　　 ③ 会議は出席者の過半数で決する　　④ 欠席者は委任状を求める

２　部会

　(1) 部会構成員

各部会は、下記の者で構成する

①和島地域の住民で、事業に協力しようとする者

②和島地域内で活動する団体の構成員

③運営委員会から推薦された者

(2) 部会役員

部会に下記の役員を置き、役員は部会の部員から互選により選任する

①部会長　1名

②副部会長　若干名（※副部会長数は部会内で決定する）

(3) 部会役員の任期及び再任

　　　　① 任期２年　　② 再任は妨げない

(4) 部会の会議

　　　 ① 部会長が運営委員会を招集し、会議を開催　　　② 部会長が運営委員会の議長となる

　　　 ③ 会議は出席者の過半数で決する　　④ 欠席者は委任状を求める

【検討事項 ４】　部会構成員の参加要件？

　部会構成員となる団体は登録申請書（仮）を提出し、名簿掲載して部会構成員とする

３　協力団体

　　下記の団体・機関はコミュニティ協議会内に位置づけせず、外部協力とする

■和島公民館

■(社福)長岡市社会福祉協議会

■児童クラブ

■子育ての駅わしまわくわく

【検討事項 ５】　上記団体は協力団体の位置付けで良いか？

　コミュニティ組織の事業との相互協力等は行うが、別組織であり、上記団体の事業をコミュニティ組織が行わない。上記団体がそれぞれ事業・予算を持つ。

４　集落区長・PTA

　　集落区長、小中学校PTA・こども園保護者会はまちづくり部会の部会員とする

【検討事項 ６】　集落区長、小中学校PTA・こども園保護者会はまちづくり部会部会員で良いか？

　まちづくり部会のテーマが、防災・交通安全、環境、交流、「地域の宝」と幅広い。

　集落区長、小中学校PTAの関係するテーマも多岐に渡るが、まちづくり部会構成員として良いか